平成２７年（フ）第４８８号
川崎市多摩区菅６丁目２番１号　パストラーレⅡ　103
破産者　常盤　　滋
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
川崎市川崎区下並木84番地５
破産者　芳賀　　篤
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０３７号
大阪市西淀川区野里１丁目23番23―102号、破産手続開始決定時の住所大阪市西区江戸堀１丁目25番32号110
破産者　高速シール工業こと　松本　匡史
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４２号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目13番２号
破産者　山崎　敏子
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８号
奈良県桜井市大字外山1360番地の１
破産者　尾崎　宏徳
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０６号
熊本市中央区出水３丁目９番37号　出水サンハイツ205号
破産者　坂口　文雄
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕530番地16
破産者　樋口　初雄
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕530番地16
破産者　樋口みさよ
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市松山２丁目12番10号　サンエスビルⅠ302
破産者　吉田　　勝
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１号
沖縄県名護市字許田612番地２
破産者　仲松　　均
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２１４号
函館市西桔梗町782番地23　㈲ユニテック寮、開始決定時の住民票上の住所函館市千代台町12番18号　千代台第２コーポ
破産者　岩谷　一昭
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
北海道深川市一已町字一已6504番地
破産者　伊藤　真弓（旧姓田尾）
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
北海道札幌市北区屯田６条１丁目５―19
破産者　寺下　敦子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
北海道深川市北光町１丁目２番20―104号
破産者　渡辺　初美
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６７９号
横浜市旭区柏町62番地の６
破産者　横山　優奈
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３３号
横浜市金沢区海の公園２番地６　メゾン・ド・ラメール101号、旧住所横浜市金沢区六浦南１丁目31番14号
破産者　染野　一秋
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1187番地の３　サンアイ中津106
破産者　荒井　敏博
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８２号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台３丁目13番地の10
破産者　荒井　美子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６号
新潟県新発田市本田丁313番地
破産者　笠井　英明
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部